

災害時要援護者名簿登録制度

町では、「吉岡町災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、平成22年3月1日から、「吉岡町災害時要援護者名簿登録制度」の受付を開始しました。

この制度は、災害時に、安全な場所へ避難するなどの場合、支援を必要とする人の名簿を事前に作成し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てるものです。災害時に避難の支援が必要な人は、この機会にぜひご登録ください。

なお、名簿への登録には、町が登録した情報を関係機関へ提供することに同意していただくことが条件となります。

対象者

町内在住の人で、次のいずれかに該当する人です。

▼介護保険における要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、内部障害者、妊産婦および乳幼児、難病患者、日本語に不慣れな在住外国人、65歳以上の一人暮らしの人または高齢者のみの世帯の人、その他支援が必要と思われる人。

登録方法

1 自ら登録を希望する登録方法

登録を希望する人は、役場（町民生活課または健康福祉課）、各自治会役員または民生委員児童委員にご連絡ください。

2 自治会および民生委

員児童委員の訪問による登録方法

災害時により多くの人を支援できるようにするため、各自治会役員および民生委員児童委員が登録を呼びかけることがありますので、よろしくお願ひします。



登録受付期間

3月1日(月)～26日(金)
※登録名簿整理のため、一度期間を区切りします。その後、一定期間をおいてから随時受付けます。

受付窓口

役場（町民生活課または健康福祉課）、各自治会、民生委員児童委員が受付窓口となります。登録について不明な点は、次の窓口までご相談ください。

※制度については町ホームページでもご覧いただけます。

問合せ先

役場町民生活課生活環境室
☎ 54-3111（内線144）

役場健康福祉課福祉室
☎ 54-3111（内線151）